

### 3原則における事業概要

#### 原則1 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

##### 1 ニーズ把握の方法

町内の限界集落、準限界集落を抱えている山間部では、集落が点在しており、民生委員の活動も手薄になるため、この地区をゾーンとする。(14地区 人口972人 世帯数339世帯 65歳以上人口389人)

もれない支援を可能にするためゾーン内の18歳以上のすべての住民に対し、区長と民生委員がアンケート用紙を配付し、回収した。1人暮らしなどで記入出来ない方については、区長、民生委員が聞き取りを行い調査票に記入してもらった。

アンケート調査に先立ってゾーンの区長、民生委員に本事業とアンケートの内容について説明し理解を求めた。

##### 2 ニーズ調査後の活用

アンケート結果により59人に主任が聞き取り調査を行った結果、本事業を利用したい方がいなかったが、区長、民生委員が支援を必要とする方に再度、主任が訪問したところ2人の見守りサービスを行うこととなった。

※ 59人の殆どの方は、現状では兄弟や子供が近郊に住んでいるためサービスを利用しなくてもよいが、今後どのような状況になるか分からないので不安とのことであった。

## 原則2 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

### 1 主任（チーフ）及び訪問員の配置

主任には、社会福祉協議会の福祉活動専門員を配置し、本事業の提供プランを作成  
訪問員には、社会福祉協議会の非常勤ヘルパーを配置し、「見守り」と「買い物支援」を行う。

### 2 利用者を支援していく仕組み

地域包括支援センター、社会福祉協議会、区長・民生委員、地域住民との連携を図る。

原則3 それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- 1 共同募金の活用 → 社会福祉協議会で検討中
- 2 利用料の徴収 → 高額な利用料の設定が出来ず訪問員の人件費が出ない。
- 3 企業や商店からの寄付は非常に厳しい状況
- 4 町の財政状況から本事業への公費負担は厳しい状況